

# 八戸国道出張所だより Vol.119

## ゴミのポイ捨ては犯罪行為です！！

八戸国道出張所では、みなさんが安全に道路を使用できるように落下物を拾ったり穴を埋めたりと維持管理していますが、残念ながら管内において、ゴミのポイ捨て、不法投棄が後を絶ちません。道路上でのゴミのポイ捨ては交通の妨げにもなり、事故に繋がるケースもあるため大変危険です。



発見された  
うちの一部  
です



道路はみなさんの税金でつくられている大切な公共用財産です。ドライバー皆さま一人一人のちょっとした気遣いでゴミのポイ捨ては根絶できます。キレイな状態を保てるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 参考:ゴミのポイ捨てに関する法令

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第25条第14号 第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者。

#### 罰則

**5年以下の懲役または100万円以下の罰金、またはこれを併科する。**

#### 道路交通法

第76条第4項 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

第4号 石、ガラスびん、金属片その他道路上の人若しくは車両などを損傷するおそれのある物件を投げ、または発射すること。

第5号 前号に掲げるもののほか、道路において進行中の車両などから物件を投げること。

#### 罰則

**5万円以下の罰金**

